

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第10号

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和44年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表(1)級別標準職務表8級の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表ア行政職給料表(1)級別標準職務表7級の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会計管理者の職務

(寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 寒川町職員の管理職手当に関する規則(昭和59年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表4の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会計管理者

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。